

スポーツ補償制度のご案内 (2021年度)

* スポーツ補償制度は、Chubb損害保険株式会社の「団体総合補償制度費用保険・行事参加者補償制度費用保険特約」「施設所有(管理)者賠償責任保険」により運営しております。

スポーツ補償制度は、スポーツ教室参加における様々なリスクに備える制度です。本制度は、災害補償制度と賠償金補償制度の2つで構成されます。災害補償制度は、スポーツ教室参加中に参加者がケガをしてしまった場合、および特定疾病になってしまった場合に、補償規程に基づいて見舞金をお支払いいたします。賠償金補償制度は、スポーツ教室参加者等が第三者への法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償するものです。

災害補償制度とは ～主催者としての気遣いとして～ 地震・津波などの天災によるケガも補償します

補償内容

スポーツ教室に参加される皆様が、教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来のケガ(天災時含む)または特定疾病※を被られた場合、補償規程に基づいて見舞金をお支払いいたします。
 なお、本制度はNPO法人スポーツコミュニティ久喜を契約者とする保険により運営しております(引受保険会社:Chubb損害保険株式会社)。

※特定疾病とは、次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病・熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症

(注)ただし、本補償制度の対象となった日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬

想定事故例

- ・会員がスポール教室に参加中、転んでケガをしてしまった。
- ・会員がスポーツ教室に参加中、炎天下だったため熱中症で倒れてしまった。
- ・会員が自転車で乗ってスポーツ教室に来る途中、交通事故に遭いケガをしてしまった。

見舞金の金額

入院・通院について治療日数の1日目から補償されます。

見舞金の種類	見舞金額	見舞金をお支払する場合
災害死亡見舞金	1,000万円	本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。
後遺障害見舞金	最高1,000万円	本補償適用のケガをした日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、または本補償適用の特定疾病で所定の公的な後遺障害認定を受けた場合。
入院見舞金 (日額)	4,000円	本補償適用の傷病の治療のために入院した場合。本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります(ただし、180日を経過した以降の入院は対象となりません。)
手術見舞金 (基礎額)	4,000円	入院見舞金を支払われる場合で、本補償制度の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に、本補償制度の傷病の治療のために所定の手術を受けた場合。手術見舞金(基礎額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします(ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります)。
通院見舞金 (日額)	1,500円	本補償適用の傷病の治療のために通院した場合。本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して90日を限度とします(ただし、180日を経過した以降の通院は補償対象となりません) ※ギブス固定期間の通院みなし日数は10日を限度といたします。

賠償金補償制度とは ～施設所有(管理)者としての責任として～

補償内容

スポーツ教室に参加される皆様が、その活動に起因して第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の賠償責任が生じた場合、賠償金をお支払いする制度です。

万が一下記のような事故を起こしてしまった際は、速やかに事務局までお申し出ください。

なお、本制度はNPO法人スポーツコミュニティ久喜を契約者、被保険者とする保険により運営しております

(引受保険会社:Chubb損害保険株式会社)。

想定事故例

- ・会員がスポーツ教室に参加中、ボールが道路に出てしまい駐車してあった車に傷をつけてしまった。

補償内容	支払限度額
対人賠償	被害者1名につき 1億円 1事故につき 5億円 免責金額 なし
対物賠償	1事故につき 1億円 免責金額 なし

総合型地域スポーツクラブ専用補償制度

見舞金をお支払いする場合		見舞金をお支払いできない主な場合
災害補償制度	対象となる損害	下記の場合において、スポーツ教室参加中に偶然発生した被補償者(注1)のケガまたは特定疾病(注2)（「補償適用の原因(注3)」といいます。）に対して、見舞金をお支払いいたします。
	災害死亡見舞金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に会員が死亡した場合。
	後遺障害見舞金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、①ケガをした日からその日を含めて180日以内に会員に後遺障害が生じた場合、または②特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。
	入院見舞金	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
	手術見舞金	療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合。入院見舞金(日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。
	通院見舞金	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。※ギプス固定期間の通院みなし日数は10日を限度といたします。
賠償補償制度		<p>スポーツ教室の運営管理や活動に起因して、第三者や会員の皆様の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険会社から下記保険金が支払われる制度です。</p> <p>①緊急措置費用 ②損害賠償金 ③損害防止・軽減費用 ④協力費用 ⑤求償権保全・行使費用 ⑥訴訟費用</p>
【用語の説明】		<p>(注3) 補償適用の原因 会員が被った次のケガまたは特定疾病 ①NPO法人スポーツコミュニティ久喜が主催するスポーツ教室行事参加中のケガまたは特定疾病 ②上記①の行事参加のための往復途上のケガまたは特定疾病(ただし、行事参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限ります。)</p>

見舞金等のご請求は

事故が発生したときは、ただちにNPO法人スポーツコミュニティ久喜までご連絡下さい。
※事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、見舞金をお支払できない場合がございますので、ご注意ください。
※賠償事故に係る示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

NPO法人スポーツコミュニティ久喜
〒346-0013 埼玉県久喜市青葉3-10-1-101
TEL : 0480-53-5539
火～金 10:00～16:00 (土日祝・臨時休業日を除く)

【取扱代理店】

東京商事株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-4 新日本ビル赤坂3F
Tel : 03-3588-1141 FAX : 03-3588-1145
E-mail : akiyama@tristar7.com

【引受保険会社】

Chubb損害保険株式会社 東京支店

〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号
ガーデンシティ品川御殿山
Tel: 03-6364-7070 (代) www.chubb.com/jp